

瀬戸市空家等対策協議会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市空家等対策協議会条例（平成28年瀬戸市条例第23号）第8条の規定に基づき、瀬戸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第3条 協議会は、専門的事項を調査及び審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会において調査及び審議を行った事項について、協議会に報告しなければならない。

(議事録)

第4条 協議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。